

霧島市公共施設マネジメント計画検討委員会の設置について

1. 設置の背景・目的

- 本市は合併直後から地方交付税の合併特例措置の終了を見据えて、経営健全化に取り組んでおり、その一環として、公共施設の保有量及び配置の適正化並びに維持・管理・更新のコスト縮減を目指し「公共施設マネジメント計画」の策定に取り組むこととした。
- 本市における公共施設保有量は 82.2 万㎡であり、人口規模の類似する団体と比べ極めて高い値となっている。
- そのうち 9 割以上の施設は、合併以前、旧市町によって整備された施設であり、築後 30 年を経過する施設が約 4 割で老朽化等の課題も報告されており、施設の改修や更新への対応が課題となっている。また、整備後の人口動態（少子高齢化の進行）、市民のライフスタイルの変化等を背景に、利用低迷や機能重複などの課題も見受けられている。
- また、公共施設が抱える様々な課題に対して今後必要とされる取組み方向については、官民の協働が必要不可欠であることから、「霧島市公共施設マネジメント基本方針」及び当市が実施すべき取組みを示す「霧島市公共施設マネジメント計画」について検討を行うことを目的として設置するものである。

2. 検討の経緯および本委員会の位置づけ等

- 平成 23 年度から第 2 次霧島市経営健全化計画に沿って庁内検討を開始。
- 平成 24 年度以降、公共施設の実態把握に係る実態調査、住民意識調査等を行い、公共施設が抱える様々な課題に対して今後必要とされる取組み方向について示す「霧島市公共施設マネジメント基本方針」、今後、当市が実施すべき取組みを示す「霧島市公共施設マネジメント計画」について検討を行ってきた。
- 霧島市公共施設マネジメント計画の検討に当たっては、若手・中堅職員が参加するワークショップを開催し、地区・地域別に中長期的なまちづくりの視点から検討を進めている。
- 本委員会では、霧島市公共施設マネジメント基本方針案及び霧島市公共施設マネジメント計画案について、公共施設のあり方や中長期的な視点などの様々な観点から審議等をおこなう。
- なお、地域審議会等の意見聴取等及び本委員会の審議等を経て取りまとめた公共施設マネジメント計画は、「霧島市公共施設マネジメント策定委員会」（委員長：副市長。部長級で構成）で成案として決定し、事務手続の上公表する。

3. 計画策定にあたっての基本的な考え方（平成 24 年 11 月 15 日決定）

- ① 霧島市公共施設マネジメント計画は、個別に策定している長寿命化計画の上位計画に位置付ける
- ② 施設の廃止や統廃合による総量抑制を方向性とする基本的な方針を定め、それをもとに霧島市公共施設マネジメント計画を策定する。
- ③ 策定した計画は、対象施設の一元的なマネジメントをおこなうため、管理システムを導入して毎年度ローリングする。（各年度の実績を入力し、財政シミュレーションを行う。）
- ④ 対象施設は道路橋梁及び上下水道などのインフラ施設を除いた延床面積 100 m²以上の公共施設とする。ただし延床面積 100 m²未満の消防施設、集会施設等及び延床面積 50 m²以上の公営住宅は調査対象に含める。また、個別の長寿命化計画を策定している施設も対象とする。

4. 霧島市公共施設マネジメント基本方針の方向性（平成 26 年 3 月 27 日決定）

- ① 計画期間は平成 27 年度から 40 年間
- ② 保全する建物は長寿命化（先進地等を参考に今後数値目標を決定）
- ③ 保有量の適正化（総量縮減：財政シミュレーションなどを基に今後数値目標を決定）
- ④ 地域の実情を考慮する
- ⑤ 10 年を計画期間とする実施計画を 5 年ごとに見直す
- ⑥ 昭和 50 年代の建物のライフサイクルに留意する

5. 主な検討内容・スケジュール（予定）

回数・実施時期	議事概要
第1回 (本日)	○ご講演 ○霧島市公共施設マネジメント基本方針案について（提案・説明）
(7 月中)	霧島市公共施設マネジメント基本方針に関する意見聴取の実施
第2回 (8 月末)	○マネジメント基本方針案について(取りまとめ) ○公共施設に係る現状・課題および今後の検討の方向性 等
第3回 (10 月～11 月)	○公共施設マネジメント計画骨子案について ※地域別に、今後実施すべき具体の取組み等を検討する ※若手・中堅職員ワークショップにおける検討結果をもとに検討する ※必要に応じ、他地域の事例等も参考に検討を行う
第4回 (12 月)	○公共施設マネジメント計画案について(提案) ※第 3 回検討委員会の議論を踏まえた修正・追加案について議論を行う。 ※必要に応じ、他地域の事例等も参考に検討を行う
第5回 (3 月)	○公共施設マネジメント計画案について(取りまとめ) ※本委員会としての公共施設マネジメント計画案を策定する